

令和8年度森林由来J-クレジット伴走支援業務委託企画提案コンペに関する質問への回答について

	質問内容	回答
1	支店同士の共同事業体の申請は可能でしょうか。	支店同士による共同事業体の申請については、各構成員が当該企画提案コンペに係る契約を締結する権限を有している場合は、可能です。 したがって、支店又は営業所等が申請者又は共同事業体の構成員となる場合は、当該支店又は営業所等が自ら契約締結権限を有していること、又は本社等から当該企画提案コンペに関する権限の委任を受けていることが必要です。 このため、参加仕様書に定めるとおり、企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限を委任する場合は、委任状（第3号様式）の提出が必要となります。
2	対象になるのは広域自治体も入るのか？それとも県内の事業者だけか？	本業務の支援対象者については、業務委託仕様書に記載のとおり、県内の森林を対象として森林由来J-クレジットの創出又は販売を行おうとする者を想定しています。 したがって、支援対象者は県内事業者に限られず、県内の森林を対象とするものであれば、広域自治体その他の団体又は県外事業者が含まれる場合もあります。
3	相談窓口の業務としてはクレジット試算などの業務も含まれるのか？	業務委託仕様書の5(3)イ及び5(4)イにおいて、「少なくとも以下の事項に対応できること」として業務の内容を定めています。 クレジット試算については仕様書に必須業務として定めていませんが、企画提案コンペにおいて提案される内容として含めることは可能です。
4	相談を受ける内容はどのようなことを想定しているのか？	相談内容については、業務委託仕様書5(3)イ及び5(4)イに記載された事項に対応するものを想定しています。 具体的には、森林由来J-クレジットの制度概要及び申請手続に関する助言、プロジェクト登録・変更に必要な書類作成等への技術的支援、モニタリングの報告に必要な書類作成等への技術的支援、販売方法の立案や需要家企業への情報提供等が該当します。
5	仕様書5(5)「需要家企業とのマッチング支援」における「マッチング」の定義についてご教示ください。 (例：需要家情報を創出者に伝達し、マッチングするか否かの判断材料を提供する、オンライン・オフライン問わず面談機会を設ける 等)	本業務における「マッチング」とは、支援対象者と需要家企業との商談機会を創出することを言います。 また、本業務におけるマッチング支援は、実際の成約の有無にかかわらず行われるものです。 したがって、需要家企業に関する情報を支援対象者に提供し、相手方を検討するための材料を提供することや、オンライン・オフラインを問わず面談機会を設けることなどは、いずれもマッチング支援に該当します。 なお、具体的な取組内容については、企画提案の内容に基づき実施するものとします。
6	仕様書において相談窓口の設置および周知が求められていますが、本業務の実施にあたり、支援対象者への周知および相談案件の掘り起こしについて、県と受託者それぞれに期待される役割があればご教示ください また、県において、 ・市町村等への周知 ・関係団体への案内 ・ホームページ等による広報 などを実施される予定がある場合は、その概要をご教示ください。	相談窓口の設置及び周知については、仕様書に記載のとおり、受託者において適切に実施するものとしています。 支援対象者への周知及び相談案件の掘り起こしに関する具体的な方法は、企画提案の内容に基づき実施するものとします。 また、県においては、市町及び県の地域機関に対し、相談窓口の開設について周知する予定です。その他の対応については、提案内容等を踏まえて受託者と調整のうえ実施するものとします。
7	③仕様書に記載の「需要家企業」について、本業務における主な対象範囲をご教示ください。 具体的には、 三重県内企業 三重県に事業所を有する企業 三重県と関係のある企業 全国の企業・団体 のいずれを想定されているかご教示ください	本業務における「需要家企業」の対象範囲については、全国の企業・団体を含むものとしています。 三重県内企業、三重県に事業所を有する企業、三重県と関係のある企業も対象に含まれますが、特定の地域に限定するものではありません。